

## 「日本型直接支払」を活用した事業の取組状況等について

### 1. 背景

- ・農村地域の高齢化、人口減少等により、多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の発揮に必要な地域共同活動が低迷
- ・生産条件が不利な中山間地域等においては、多面的機能発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難となっている地域が増加
- ・農村地域の自然環境の保全を進めるためには、農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが必要  
→「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）において、日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化が位置付けられる。

### 2. 制度の概要

- ・国では、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動や営農活動等に対して支援する「日本型直接支払」を創設し、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置付け実施（26年度は予算措置として実施）。
- ・県では、この制度を活用して、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」、「中山間地域等直接支払交付金」および「環境こだわり農業支援事業」の取組を進めている。

### 3. 支援対象となる取組

#### （1）世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（国施策名：多面的機能支払）

- ・農地、農業用水路や農村環境等の保全のための地域の共同活動の取組
  - ①農地維持支払  
農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動などを支援
  - ②資源向上支払  
水路・農道・ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動などを支援

#### （2）中山間地域等直接支払交付金（国施策名：中山間地域等直接支払）

- ・中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- ・中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援

#### （3）環境こだわり農業支援事業（国施策名：環境保全型農業直接支払）

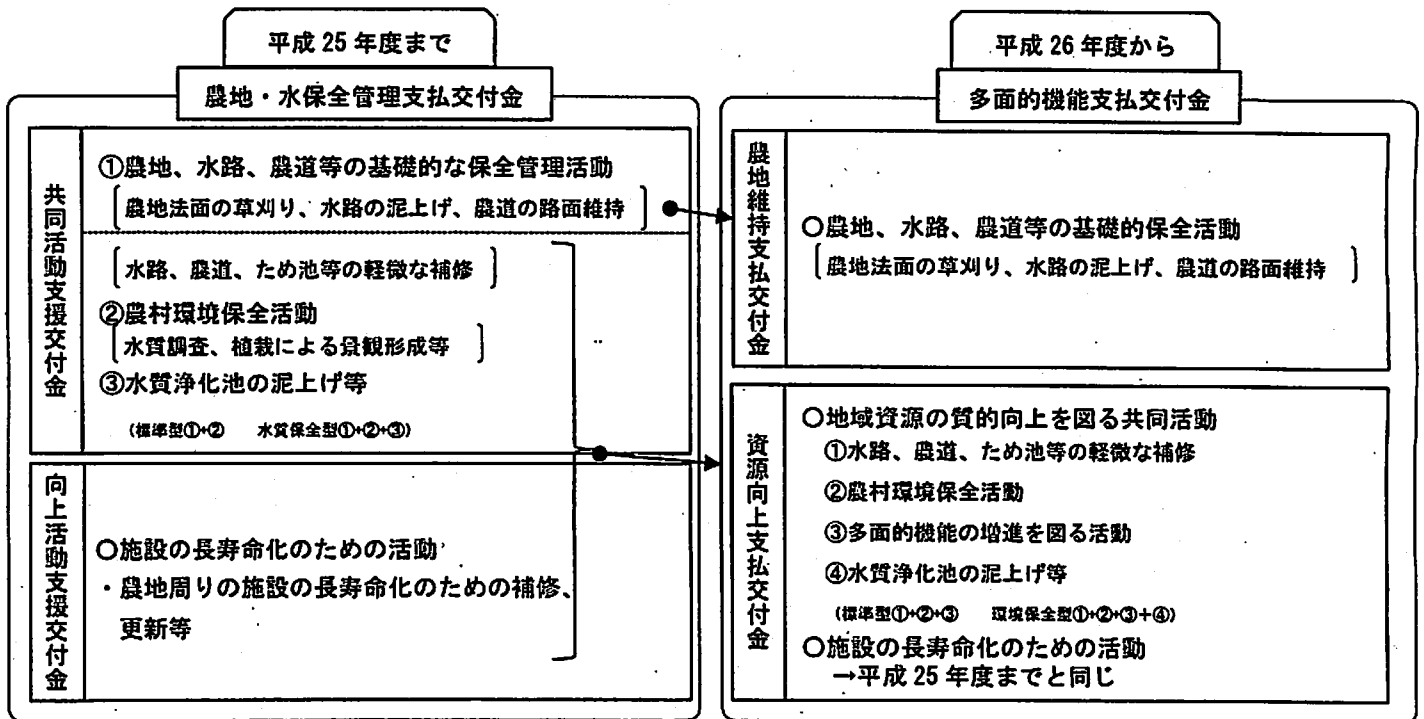
- ・自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組
- ・環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援
- ・県では、平成13年度から環境こだわり農産物認証制度を制定

# 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組状況について

## 1 平成 26 年度の取組状況

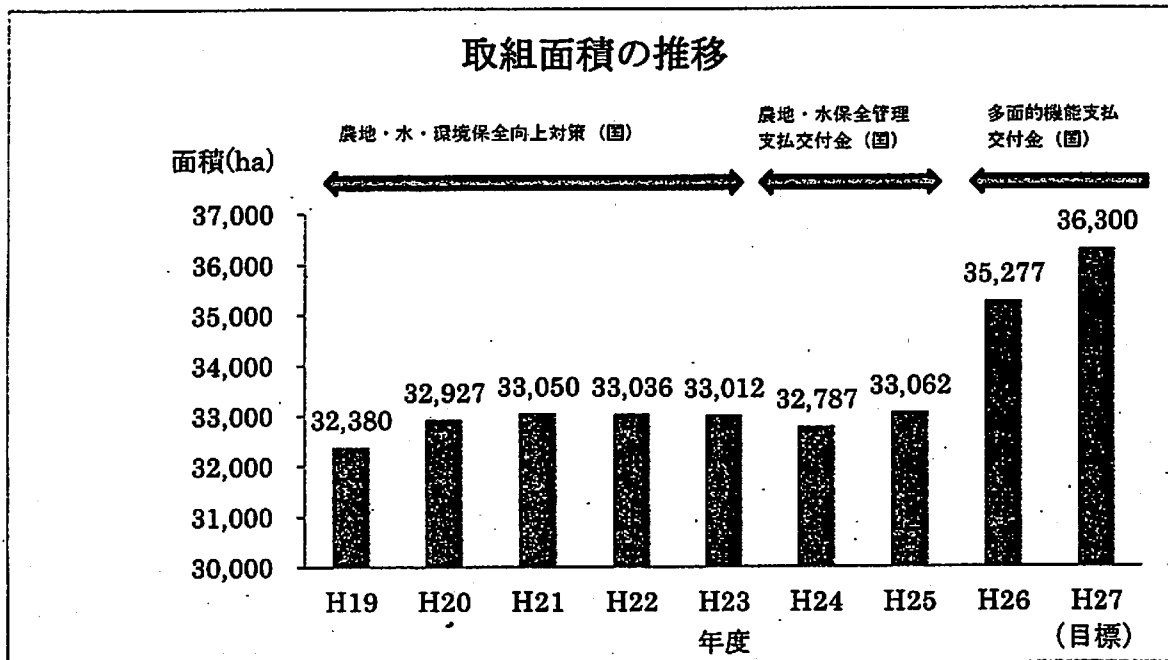
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策については、平成 19 年度より国の制度を活用して農村地域のつながりを大切にされた共同活動を支援してきた。
- ・ 国においては、本年度より農地・水保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金に制度が改正された。
- ・ 4 月以降市町と共同で県内各地域へ新たな制度の周知を行い、普及啓発に努めてきた。
- ・ 農地維持支払交付金では、農業者のみの活動組織でも取り組むことが可能となったことなどから、取組面積が平成 25 年度から 2,215ha 増（対前年比約 7%増）の 35,277ha となった。

平成 26 年度の制度改正の概要



平成 26 年度取組面積の内訳

農地維持支払交付金		資源向上支払交付金			
		共同活動		長寿命化	
組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)
824	35,277	784	34,431	109	4,762

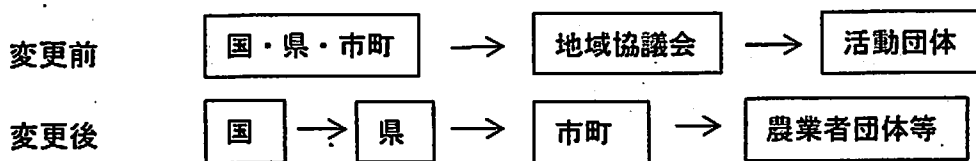


取組面積：平成19年度～平成25年度 共同活動支援交付金の交付対象面積  
 平成26年度～農地維持支払交付金の交付対象面積

## 2. 平成27年度からの「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」

- ・ 制度の内容は平成26年度から大きな変更はなし。  
 詳細は別添パンフレットのとおり。
- ・ なお、平成27年度から交付金の交付ルートが以下のとおり変更となる。

(交付ルート)



## 3. 今後の拡大に向けて

- ① 地域共同活動の強化や多面的機能の維持・向上のため、市町と連携し説明会・フォーラム等の開催を通して普及・推進を図る。

【平成30年目標：(農地維持支払) 37,000ha】

- ② 地域農業戦略指針(案)を活用して、「力強い農業の展開」と併せて、地域の共同活動を通じた農業・農村の基盤の保全を図り「農による地域再生」の実現を目指していく。

## 中山間地域等直接支払制度の取組状況について

### 1. 制度概要

農業の生産条件が不利な中山間地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を保全する観点から、当該地域で農業生産活動等を行う農業者等に対し、条件格差を緩和するための直接支払を実施するもの。

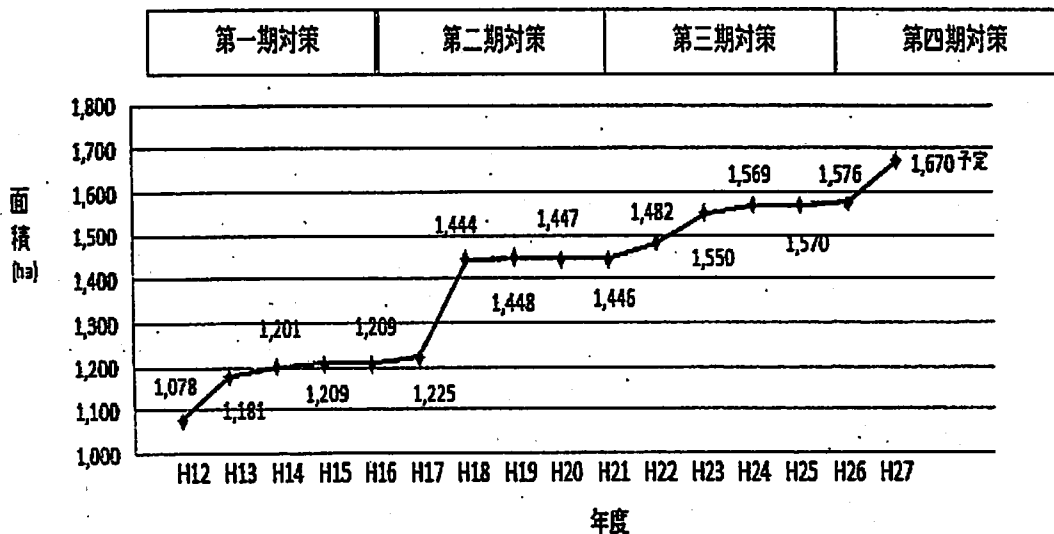
### 2. 平成26年度の取組状況

- ・本制度は平成12年度に始まり、本年度は3期対策（平成22～26年度）の最終年度。
- ・協定数、交付面積は下記のとおり。

区域	市町数	協定数	面積 (ha)	面積	
				田	畑
法指定区域	7	80	719	668	51
知事特認区域	7	59	857	857	0
計	9※	139	1,576	1,525	51

※法指定、知事特認 両区域を有する市町があるため、市町数の合計は不合。

### 3. 取組状況の推移



#### 4. 平成27年度からの「農業多面的機能発揮促進法」に基づく中山間地域等直接支払制度

アンダーライン ⇒ 現行対策との変更点

##### (1) 交付対象

**対象地域**

- ◇ 特定農山村法、山村振興法、過疎法等の地域振興立法(8法)指定地域
- ◇ 知事が指定する特認地域
  - ① 8法地域に地理的に隣接する農地
  - ② 農林統計上の中山間地域
  - ③ 農林業従事者割合、農林地率や人口減少率、人口密度など一定の要件を満たす地域 等

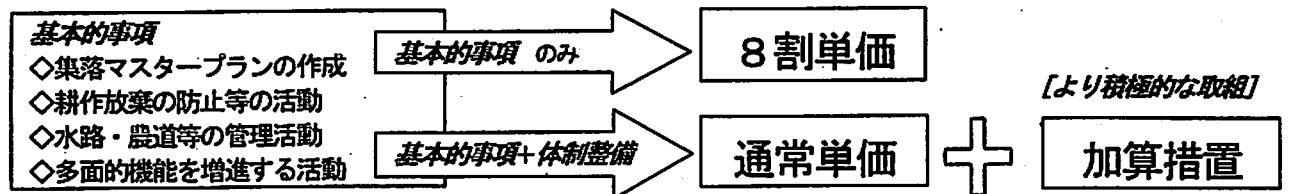
**対象者**

- ◇ 集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等
- ◇ 個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う認定農業者等

**対象農用地**

- ◇ 対象地域内の農振農用地で、以下のいずれかの基準を満たす1ha以上の一団の農用地
  - ① 下記の傾斜基準以上の田、畑、草地、採草放牧地
    - 急傾斜地 水田：1/20、畑 15°
    - 緩傾斜地 水田：1/100、畑 8°
  - ② 小区画・不整形な田
  - ③ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
  - ④ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落の農地

##### (2) 対象行為 (集落協定)



**体制整備** に向けた取組

- ◇ 農用地等保全活動の実践
- ◇ 体制整備のための選択的必須事項 (A要件～C要件より1つ以上)

<p><b>A要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械・農作業の共同化</li> <li>○ 高付加価値型農業の実践</li> <li>○ 農業生産条件の強化</li> <li>○ 担い手への農地集積</li> <li>○ 担い手への農作業の委託</li> </ul>	<p><b>B要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規就農者等の確保</li> <li>○ 地場産農産物等の加工・販売</li> <li>○ 消費・出資の呼び込み</li> </ul>
<p><b>C要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団的かつ持続可能な体制整備</li> </ul>	

**[より積極的な取組] 加算措置**

1. 集落連携・機能維持加算
  - ① 集落協定の広域化支援 (拡充) (1協定 上限200万円)
  - ② 小規模・高齢化集落支援
2. 超急傾斜農地保全管理加算 (新規)
  - 水田 傾斜 1/10 以上
  - 畑 傾斜 20° 以上

##### (3) 交付単価 (10aあたり)

地目	区分	通常単価	8割単価
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	11,500円	9,200円
	緩傾斜	3,500円	2,800円

加算措置	田	畑
集落連携・機能維持加算		
① 集落協定の広域化支援 (拡充)	3,000円	3,000円
② 小規模・高齢化集落支援	4,500円	1,800円
超急傾斜農地保全管理加算 (新規)	6,000円	6,000円

##### (4) 負担区分

地域振興立法(8法)指定地域 国1/2 : 県1/4 : 市町1/4  
 知事特認地域 国1/3 : 県1/3 : 市町1/3

##### (5) 交付ルート (従来どおり)

国 → 県 → 市町 → 農業者団体等

#### 5. 今後の定着・拡大に向けて

- ① 対象地域のうち、未取組の農用地が約30%あるため、多面的機能の維持・向上のため、市町と連携して、新たな取り組みへの普及・推進を図る。【平成30年度目標：1,870ha】
- ② 本制度による農業生産活動の維持・保全とともに、地域農業戦略指針(案)を活用し、地域資源を活かした特産品づくりや都市農村交流なども提案しながら、中山間地域の農村の活性化を図る。

# 環境こだわり農業の取組状況について

## 1 平成26年度の取組状況

- ・農作物全体で14,353ha。平成25年度と比較して101%となっている。
- ・このうち水稲は12,736haで、平成25年度比101%、大豆は989haで、平成25年度比115%と増加したものの、野菜・果樹・茶等は平成25年度より減少した。
- ・取組技術別には、平成26年度新たに国の承認が得られた、緩効性肥料＋長期中干しと緩効性肥料＋省耕起に約3,200ha取り組まれた。これは、県独自の緩効性肥料やIPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し(水稲)から移行されたものが多いと考えられる。

表1 品目別面積 面積(ha)

区分	H26取組面積			(参考) H25	H26/H25 (%)
	環境直払	県認証のみ	計		
水稲	12,296	440	12,736	12,599	101
麦	0	0	0	15	1
大豆	893	96	989	864	115
野菜	88	65	153	190	80
果樹	45	44	89	98	91
茶	8	4	12	13	92
その他	370	5	375	377	100
計	13,700	653	14,353	14,156	101
(参考) H25	13,415	741	14,156		
H26/H25 (%)	102	88	101		

※小数点以下四捨五入のため計が一致しない場合がある。

表2 取組技術別面積

制度区分	取組技術	面積		H26/H25(%)	
		H26	H25		
国 支 援 制 度	①共通取組	カバークロープの作付	404	475	85
		有機農業の取組	497	546	91
		堆肥の投入	353	308	115
	②知事特認取組	リビングマルチ	9	5	189
		草生栽培	0	1	30
		冬期湛水管理	63	63	100
		炭の投入	210	244	86
		IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し(水稲)	6,750	7,049	96
		希少魚種等保全水田の設置	46	37	123
		バンカープランツの植栽	0	1	81
		緩効性肥料＋長期中干し	3,118	—	—
		緩効性肥料＋省耕起	65	—	—
		水田バイオトープ	22	16	141
		水田の生態系に配慮した雑草管理	135	185	73
		IPMの実践(大豆・野菜等)	630	589	107
在来草種の草生による天敵利用	40	42	96		
県 独 自	③県独自措置	緩効性肥料の利用	1,358	3,855	35
		硝化抑制剤入り肥料の利用	—	0	—
④環境こだわり認証のみ	認証のみ	653	741	88	
	計	14,353	14,156	101	

※小数点以下四捨五入のため計が一致しない場合がある。

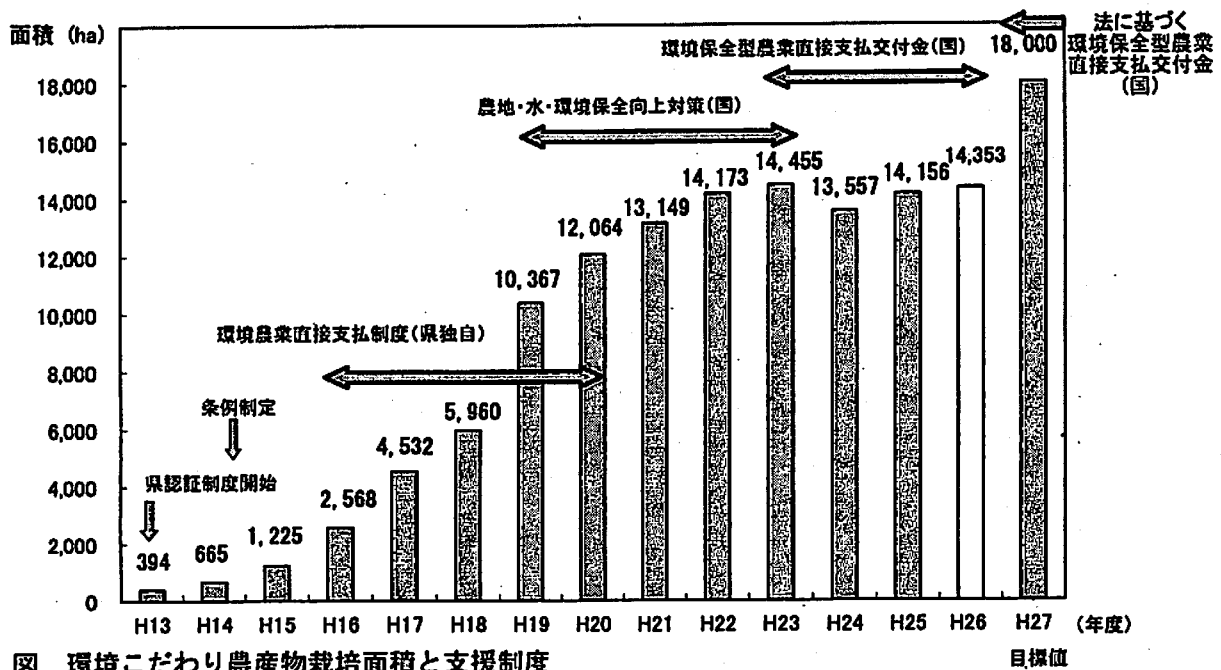


図 環境こだわり農産物栽培面積と支援制度

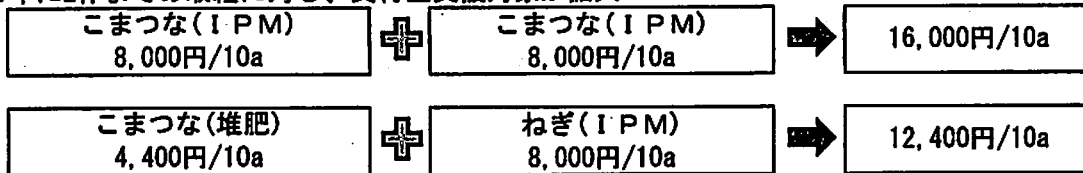
## 2 平成27年度からの「農業多面的機能発揮促進法」に基づく「環境保全型農業直接支払制度」(案)

### (1) 対象者

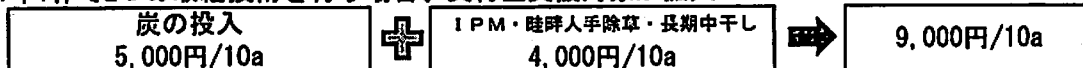
- ①面的に取り組むことによって環境への効果がより発揮できることから、「農業者の組織する団体」が基本
- ②「集落の一定面積割合を超えて取り組む農業者」や「集落営農型法人」、「地域で推進活動を行う農業者」で市町が認める場合は個人で申請が可能

### (2) 交付金の支払が拡大

#### ①1年に2作までの取組に対し、交付金支援対象が拡大

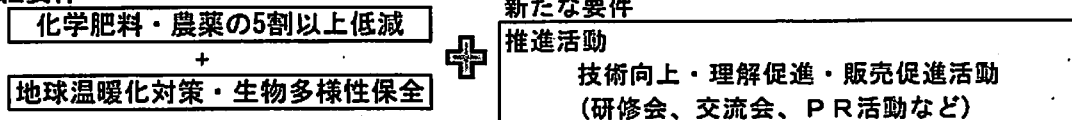


#### ②1年1作で2つの取組技術を行う場合、交付金支援対象が拡大

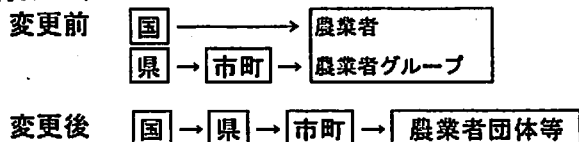


※ただし活動内容が重複する場合や不可能な組み合わせは不可

### (3) 取組要件



### (4) 交付ルート



## 3 今後の拡大に向けて

- ①環境こだわり農業に取り組んでいない認定農業者や集落営農組織などの担い手、農業者団体の部会活動などを中心に取組を推進し拡大を図る。
- ②普及指導員や農業者団体と連携し、農業者の個々の経営に応じた取り組みやすい技術の指導を行う
- ③環境こだわり農産物が琵琶湖等の環境に配慮し、手間ひまかけて作られた農産物であることを消費者に理解してもらい、消費の拡大を図る。
- ④平成27年度中に新たな「環境こだわり農業推進基本計画」を策定し、平成28年度以降の具体的な推進方策を定める。